

問われる町の未来

もう十数年前の話、移住者が語っていたことですが「この町って排他的だよな」というようなことを複数の人から聞かされたことがあります。その他にも「いろんな計画に、いろんな施策が書いてあるけど言葉だけでは、まちづくりは出来ないよ」といわれる「よそ者目線」を真摯に受け止めることが出来なければ、その地域の繁栄は困難だと思います。地方創生に取り組み5年、5年前の国勢調査では、国立機関の人口予測を大きく下回る結果となりました。昨年の調査結果は、まだわかりませんが、移住、定住関係人口拡大施策を言葉だけと言われぬよう着実に進めて参ります。

令和2年度HALCC（北海道大学課外活動団体）活動成果報告会を開催しました

当町との連携事業5年目を迎えているHALCCですが、今年度事業の集大成として、事業成果を町民をはじめ広く知ってもらうため、活動成果報告会を12月5日に開催いたしました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点よりインターネットを介したオンラインでの開催とし、道東テレビのチャンネルより生配信を行いました。今年度は津別高校生との連携事業を中心に事業を実施してきましたが、コロナ禍



発表会場の様子（高校生発表）

のため、なかなか来町が叶わず大学生と高校生とのやり取りがオンラインとなってしまう時期も多くなりましたが、津別高校の先生方の協力もあり発表内容の深掘りや資料作成など、発表も含めて高校生も満足のいく活動になったと思います。生配信は初の試みでしたが、今後のイベント開催等に向けて大きな可能性を見出すことができました。

活動成果報告会に用いた資料（高校生の発表資料を含む）や、生配信を録画した動画（内容一部編集）については津別町ホームページにて公開の準備を進めてまいります。津別町のまちづくりに関する若者達の意見や提案を是非ご覧ください。

報告会動画&資料の公開はこちら
<https://www.town.tsubetsuhokkaido.jp/20machizukuri/sousei/HALLC.html>



QRコードが読み込める機器をご使用の際は、ここからアクセスしてください。

まちなか再生事業の出張説明承ります

昨年の広報5月号で、事業の解説冊子を配布し、11月にはまちづくり懇談会で進捗状況を説明してきたところです。しかしながら懇談会の場でも、事業の理解度が未だ十分とは言えない現状も垣間見えました。

「広報つべつ」のアプリ配信を始めました！

毎月発行している「広報つべつ」をより多くの皆さんに手軽に読んでいただくため、スマートフォン用の広報紙閲覧アプリ『マチイロ』での配信を始めました。

ページめくりも簡単、画像を保存してSNSなどでシェアも可能。ぜひ、アプリをダウンロードしていただき、皆さんのスマートフォンで、いつでも、どこでも「広報つべつ」をご覧ください。また、「議会報つべつ」もご覧いただけます。

「マチイロ」の使い方

①スマホやタブレットでQRコードを読み込み、アプリ「マチイロ」をインストール



QRコード (iOS版)



QRコード (Android版)

※アプリの使用は無料ですが、ダウンロードや情報受信にかかる通信料は利用者負担となります。



②アプリを起動し、「エリア選択」の画面で津別町に設定

そこで、前出の解説冊子にも記載してありましたが、改めて事業に関する出張説明が可能ですのでお知らせいたします。団体向けとしておりますが、特に規定はありませんので数名の仲間が集まる機会には是非ご利用ください。ご相談は、下記の問い合わせ先（企画係）まで。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには後期高齢者医療担当窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆ 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：令和元年8月1日～令和2年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

対象の方へは案内が送付されます。案内が届きましたら、申請書、印鑑、本人名義の通帳を持参のうえ役場国保係までお越しください。

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。

発送月は、1月上旬と2月下旬の年2回です。

【イメージ図】

発給年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	医療費控除-生活費控除		
						回数	費用額	標準負担額
令和2年1月	〇〇病院	内科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
令和2年2月	△△薬局	調剤	1	18,000	1,800	0	0	0
令和2年3月	△△病院	内科入院	3	202,000	20,200	15	11,400	4,800
合計				228,000	23,800		11,400	4,800

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。※この通知は医療費控除の確定申告の手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署又は役場税務担当までお問い合わせください。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 医療費通知を医療費控除に使用する場合でも、領収書は捨てないでとっておきましょう。

お問い合わせ先

<p>高額介護合算療養費については</p> <p>○北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601</p> <p>○津別町役場保健福祉課国保係 電話 76-2151(内線237)</p>	<p>医療費控除の申告については</p> <p>○網走税務署 電話 0152-43-2181</p> <p>○津別町役場住民企画課税務収納係 電話 76-2151(内線220)</p>
--	--